

(案)

議員提出による政策条例の
フォローアップ
ヒアリング結果について

平成25年9月12日

目次

1. 「議員提出による政策条例のフォローアップ」の概要

「議員提出による政策条例のフォローアップ」の考え方	・・・	3
実施フローのイメージ	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
フォローアップの対象となる条例の選定方法	・・・	5

2. ヒアリング結果について

第2回 政務調査委員会の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・	7
ヒアリング結果（本条例の運用状況について）	・・・	8
今後の対応（案）	・・・・・・・・・・・・・・・・	9
〔参考〕主なヒアリング内容	・・・・・・・・・・・・・・・・	11

1. 「議員提出による政策条例の フォローアップ」の概要

■ 大阪府議会基本条例〔抜粋〕

(監視機能の充実)

第12条 議会は、知事等の事務執行について、調査及び監視をする責務を有する。

2 議会は、会議における審議等を通じ、府民に対し、知事等の事務の執行についての評価を明らかにするものとする。

「議員提出による政策条例のフォローアップ」とは：

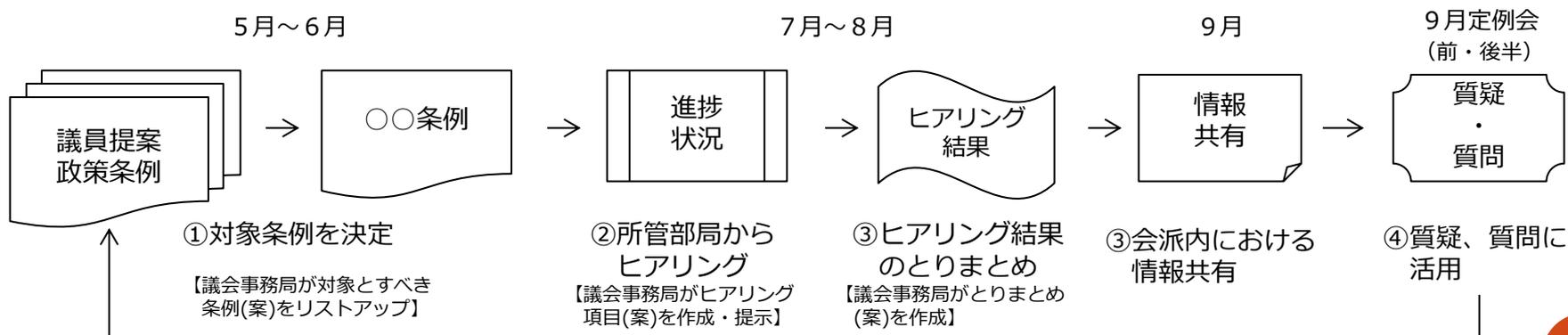
⇒ **議員提案により制定された政策条例に基づく施策・事業の進捗状況等の条例運用状況について、提案者たる議員（議会）自らが、制定の趣旨、経緯等を踏まえチェックを行うもの。**

※※ 議会改革検討協議会から議会運営委員会に対する報告「議会機能の充実強化に向けた協議結果について」に基づき、平成25年3月18日の政務調査委員会です承。 ※※

----- 実施フローのイメージ -----

予算への反映に可能なスケジュールで、議会全体としてのチェック機能が発揮できることを前提に、議員提出による政策条例の協議調整の場である「政務調査委員会」において機動的に調査を実施することとして、以下のとおり制度設計イメージを整理

- ① 議員提案で成立した政策条例のうち、どの条例を対象とするか、「政務調査委員会」における協議により決定
 - ② 対象となった条例の運用状況（知事等が実施する施策・事業の進捗状況等）を調査することを基本とし、その他の調査項目については、「政務調査委員会」で協議の上、所管部局からヒアリングにより把握
 - ③ ヒアリング結果は事務局がとりまとめ、各会派内において情報を共有
 - ④ 議員（会派）は、ヒアリング結果を本会議、委員会等での質疑質問に活用し、府議会全体としてチェック機能を発揮
 - ⑤ 条例改正等が必要と判断される場合は、「政務調査委員会」で改めて協議
- ➔ 議会事務局は「政務調査委員会」の運営を通じて会派・議員をサポート



⑤必要に応じ条例改正等について協議

———— フォローアップの対象となる条例の選定方法 ————

- (1) 議会基本条例制定後の、古い条例から順に選定
- (2) 政務調査委員会で検討し、全会派が一致して可決したものから選定
- (3) 条例の施行後に、知事はその規定内容を見直すことを定めた条例については、対象から除く（例：がん条例）

《参考》議員提出による政策条例（議会基本条例施行以降）

- ★大阪府事業者等による地域のまちづくりの促進に関する条例（平成21年5月定例会／H21.5.29施行）
- ★大阪府中小企業振興基本条例（平成22年5月定例会／H22.6.15施行）
- ★大阪府子どもを虐待から守る条例（平成22年9月定例会／H23.2.1施行）
- ★大阪府がん対策推進条例（平成23年2月定例会／H23.4.1施行）
- ★大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例
（平成23年5月定例会／H23.6.13施行）
- ★大阪府監査委員条例の一部を改正する条例（平成23年5月定例会／H23.6.13施行）

⇒⇒ 今年度は「大阪府中小企業振興基本条例」を選定

2. ヒアリング結果について

第2回 政務調査委員会（議員提出による政策条例のフォローアップ）の概要

- 日時：平成25年7月31日（水） 午後4時～午後5時13分
- 場所：第一委員会室
- 議題：大阪府中小企業振興基本条例の運用状況について
- 出席委員：委員長 杉本 武（公明）
委員 大橋 一功（維新）、八重樫 善幸（公明）、宗清 皇一（自民）、
森 みどり（民主）
オブザーバー 堀田 文一（共産）
- 商工労働部 出席者：
笠原商工労働部長、樫岡商工労働部次長、村上商工労働総務課長、
馬場特区・立地推進課長、福山新エネルギー産業課長、吹井バイオ振興課長、
船木中小企業支援室長、石木中小企業支援室副理事、棗経営支援課長、
樫原商業・サービス産業課長、本田ものづくり支援課長、道籟金融課長、
露口労政課長、吉野就業促進課長、中岡人材育成課長
- 内容：「大阪府中小企業振興基本条例」の運用状況について、ヒアリングを行った。

1 ヒアリング結果（本条例の運用状況について）

【総論】

- 中小企業振興に係る基本法とも言える本条例制定により、基本理念や府の責務が明確になり、体系的な施策推進が可能となった。
 - ・ 厳しい財政状況の中であって、バイオや新エネルギーなどの成長分野への中小企業の参入促進を図るなど、メリハリを付けて施策推進に取り組んでいる。
 - ・ 中小企業振興という本条例の趣旨に沿い、部局横断型の施策も展開している。
 - ・ 中小企業関係団体とは、意見交換会などを通じ、様々な形で連携している。

【各論】

- 現在、本条例に定める6つの基本方針の下、中小企業者のニーズに応じた様々な施策が展開されている。
 - ・ 小規模事業経営支援事業については、補助の形式や支援方式を変更する中で、実績は増加傾向にある。
 - ・ 商店街施策については、府の支援を行うとともに、条例の趣旨に沿って、商店街にも経営努力もお願いしながら、一緒になって取り組んでいる。
 - ・ 新エネルギー関連事業や海外トッププロモーション事業など、個々の事業についても、効果を高めるべく様々な工夫を行いつつ取り組んでいる。

【課題】

- 本条例の運用にあたって、「より一層の周知・広報」と「効果的な事業実施」が今後必要であるとの課題が明らかになった。

考え方

- 基本条例として制定された本条例が、適切に運用されているか否かを判断するため、
 - ① 本条例の理念が、府、中小企業者及び府民の間で十分に共有されているか
 - ② 各施策が、体系的かつ効果的に実施されているかという2つの観点について検討を加える。

- 1点目について：
 - ・商工労働部の部局運営方針などにおいて、本条例に基づく施策推進が明記されている。
 - ・毎年度当初、本条例に基づく各施策の成果実績等につき、商工労働常任委員協議会へ報告があり、その後、議会での議論を通じて翌年度の予算編成がなされており、本条例の趣旨を踏まえたP D C Aサイクルが意識されている。など、本条例が中小企業施策を推進する上での柱となっていることから、本条例の理念は、所管部局においては共有されていると判断できるが、中小企業者及び府民の間では、十分に共有されているとまでは認められない。

- 2点目について：
 - 厳しい財政状況の中にあっても、事業の組み替えなどの工夫を行いながら、6つの基本方針に基づく施策全体の体系を維持しようとしていることが理解できた。
 - 個別の事業については課題も散見されるが、事業の組み替えの際に、中小企業者と連携しつつ、ニーズを踏まえた取り組みがなされるなど、効果を上げている事例も確認できた。

まとめ

- ◆ 本条例については、条例の基本理念を基に、概ね適切に運用されていると言える。
- ◆ なお本条例に沿った今後の施策展開については、課題も含めたフォローアップの結果を踏まえ、下記の点に十分留意した運用となるよう、議会は引き続きその状況をチェックするとともに、定例会等において、理事者側に対し、適宜注意喚起を行うこととする。
 - * 条例に沿った成果実績等について、府民に分かりやすく公表する手法を検討し、充実させるとともに、条例の理念や内容について、府民への周知徹底に一層努める。
 - * 厳しい財政状況の中にあって、施策の選択と集中を図りつつ、条例の理念を実現するため、より効果的に施策を実施する。

	議員からの確認事項	部局の説明
【総論】		
全体	条例制定により、府の中小企業施策はどのように変化したのか。	本条例に、基本理念や府の責務が明確に定められたことにより、施策に一本の柱が通るようになった。
〃	部の予算が削減傾向にある状況だが、条例制定後、こだわってやってきた事業は何か。	バイオ、新エネルギーなどの成長分野への中小企業の参入促進を図るなど、メリハリを付けて施策推進に取り組んできた。
〃	本条例の趣旨に沿うと、部を超えた予算配分や施策が必要になってくるが、それをどう考えているのか。	これまでも他部局とケースバイケースで連携を進めている。これからも必要に応じ、部局横断型の議論を展開していきたい。
〃	経済状況が悪い中での、大阪の中小企業について、見解を問う。	経済に多少の改善は見られるが、中小企業には回復の実感 は希薄と思われる。 むしろ円安による負担増の状況もあるので、今後、府がどのような形で支援していくかが大きな課題と認識。

	議員からの確認事項	部局の説明
【総論】		
府の責務	公共事業の発注の際、業者に社会保険の加入を義務付けるとの事だが、零細な下請の実態は苦しい。その点をどう考えているか。	契約局で今年度始まった特別重点調査制度においては、国際競争入札の対象となる大規模事業につき、下請の社会保険の加入状況や代金の支払等を調査をする仕組みであり、それ以外の入札に関しては、代金支払を調査する仕組みになっているが、調査の拡大については、まだ関係部局間で議論できていない。
〃	本条例には、中小企業関係団体との連携も謳われているが、具体的にどんな形で進められているのか。	定期的に商工会・商工会議所や中小企業関連団体などと意見交換会を行っている。 また関経連などと、日頃のプロジェクトを通じた連携を行うなど、様々な形で取り組んでいる。
〃	例えば「中小企業振興会議」を作って、年に1回、当年度の中小企業振興策につき、議論できるようにしていくのはいかがか。	新たな施策を検討する際には、団体や企業との勉強会などを通じて企業の声を聞きながらプランニングを行っており、今の取り組みを更に積極的に進めることで対応していきたい。
中小企業者の努力	中小企業者の努力義務規定について、状況の把握や、周知徹底が重要と考えるが、これらについてどう考えているか。	調査まではしていないが、まずは条例自体の周知を更に徹底していくことが重要と認識。 また、積極的に中小企業とのネットワークを築きながら、中小企業側の努力をお願いしていきたい。

	議員からの確認事項	部局の説明
【総論】		
周知・広報	本条例に基づく取組状況報告書の作成・府民への公表についての見解を問う。	議会への報告という現在のやり方を今一度検証し、府民に対しても、わかりやすい形で施策の実施状況を示す手立てを工夫していきたい。
〃	本条例の一層の周知に向けて、今後どうするのか。	例えば周知チラシについても、中小企業のもつ意義・価値・役割が、分かりやすく伝えられるように、ビジュアル面も含めて工夫していきたい。
予算	部予算全体は縮小傾向にあるが、一般事業の中では、成長産業振興では新エネルギー、中小企業支援では商業支援が、それぞれ大幅に減っている。この理由について問う。	〔新エネルギーについて〕 国庫補助事業であるEVタクシーの補助金が、平成22年度に終了したこと、また国の基金を使った充電器の設置について、事業が平成23年度に終了したこと、これらが大きな原因である。 〔商業支援について〕 商店街については、広域自治体と基礎自治体の役割分担の中で、予算の確保が厳しかった。

	議員からの確認事項	部局の説明
【各論】		
基本方針1	小規模事業経営支援事業につき、平成20年に予算が削減されたが、平成22年以降、支援相談件数は増加傾向にある。その背景をどう分析しているか。	同事業については、平成20年に、人件費補助から事業補助に変更しており、更に平成22年には、カルテ診断方式を導入し、実績、支援の内容、結果の「見える化」を進めた。商工会・商工会議所において、新方式の習熟が進むにつれ、同事業の有効活用が進んできたと思われる。
”	商店街施策は、平成18年頃から予算が減ってきている。市町村との役割分担との説明だが、もう少し府がやるべきことはないのか。	府の支援に関しては、予算確保や人的支援等、引き続き実施していくが、本条例にあるとおり、商店街にも経営努力をお願いしながら、我々も一緒になって汗をかかせていただき商店街の発展につなげていきたい。
”	商店街の活性化について、府は波及効果の高いモデル事業をしているとのことだが、波及効果は本当にあるのか。	市町村を支援するため、府が先導モデル事業を行い、市町村間での政策研究会の開催を通じ、現場での普及に努めるなど、条例第7条に基づく指導助言として市町村の施策のバックアップに取り組んでいる。

	議員からの確認事項	部局の説明
【各論】		
基本方針2	新エネルギー産業参入促進連続講座につき、参加者数は増加しているが、これをどう評価しているか。今後も増やしていくのか。	本講座においては、これまで新エネルギー分野の入門的な技術、知識を扱ってきたが、今年度は、府立大学とも連携して、実際にビジネスにつながるような提案方法を検討しているところ。 具体的には、自らグループで検討しながら、ビジネスモデルを作っていくという形式にしようとしており、今年度は人数を絞ることを考えている。
基本方針6	海外トッププロモーション事業につき、平成22年の予算2,100万円に対し、今年度は400万円と減っているが、この理由を問う。	平成24年から25年にかけて、当部で執行する部分が2回から1回になったことから、予算が約半分になっている。但し、国際課で執行する部分が1回あり、今年度の米国出張の機会に、知事が経済のプロモーションを行うことで、実際にはカバーしている。